

教職員の懲戒処分に係る基準の一部改正について

1 改正の趣旨

平成30年9月7日付けで人事院の「懲戒処分の指針について（平成12年3月31日職職-68）」（以下「指針」という。）が改正され、公文書の不適正な取扱いに関する標準例が追加された。これを受け、本県教育委員会においても「教職員の懲戒処分に係る基準（平成18年1月）」の一部改正を行う。

2 人事院の指針改正の概要

以下の標準例が追加された。

○ 公文書の不適正な取扱い

公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

3 対応

人事院の指針改正に準じ、教職員の懲戒処分に係る基準に同様の基準を追加した。追加箇所は、【一般服務】の「不適正な業務執行」と「収賄」の間とした。

（「不適正な業務執行」において業務全般についての基準が置いてあるため、その次に当該基準を追加した。）

懲戒処分に係る基準

【1 一般服務】《共通》

項目	内容	処分の量定				備考
		免職	停職	減給	戒告	
不適正な業務執行	事務処理に適正さを欠き、又は職務命令に従わず、公務の運営に支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた者		○	○	○	
公文書の不適正な取扱い	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した者	○	○			
	決裁文書を改ざんした者	○	○			
	公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた者		○	○	○	
収賄	賄賂を収受した者	○				

4 施行日

平成30年12月1日（知事部局と同一）